

令和2年度津野町観光企画広報展開業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1)事業名

令和2年度津野町観光企画広報展開業務

(2)事業の目的

新型コロナウイルス感染症により観光産業は、大きな影響を受けており、新たな観光の在り方が模索されている。

その中で、津野町は、令和3年に、森林アクティビティの「フォレストアドベンチャー」、四国カルスト天狗高原の宿泊施設「高原ふれあいの家天狗荘」及び四万十川源流点観光の拠点施設となる「せいらんの里」、がそれぞれオープン又はリニューアルオープンする。

各施設を拠点として、津野町の、自然、文化、体験、食など地域の多様な観光資源を最大限に活用して町全体を周遊していただけるよう、総合的かつ戦略的な企画広報を展開し、低迷している観光産業に活力を取り戻すとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興と地域の活性化につながることを目的とする。

(3)事業内容

別添「令和2年度津野町観光企画広報展開業務 公募型プロポーザルに係る仕様書」のとおり

(4)委託期間

委託契約締結日から令和4年3月10日まで

2 予算限度額

14,800,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※予算額は、あくまで上限額であり、予算内であれば、内容と見積金額で検討する。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選定するために「令和2年度津野町観光企画広報展開業務 公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基

づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

候補者と町は、企画提案書の内容をもとに、事業の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行い、この交渉が整ったとき、随意契約の手続きに進みます。5日以内(県の閉庁日を除く。)にこの交渉が整わない場合は、次点者と改めて交渉を行います。

なお、委託事業の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。

5 資格要件

参加者の資格要件は下記のとおりです。

- (1)高知県内に本社又は支社を有すること。
- (2)パブリシティ活動に関する専門的な知識や経験を有している者。
- (3)自治体の観光 PR 等にかかる事業実績を有している者。
- (4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5)高知県及び津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7)津野町暴力団排除条例(平成23年3月9日条例第9号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (8)本店及び県内に所在する営業所等が法人税、消費税及び地方消費税の未納額がない者であること。

6 質疑と回答

質疑は、令和3年1月15日(金)の午後5時までに別紙様式②により持参又は郵送、FAX、電子メールで受け付けます。郵送、FAX、電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、令和3年1月18日(月)までに津野町ホームページ(<http://town.kochi.tsuno.lg.jp>)に掲載します。

7 参加申込及び資格要件の審査

本プロポーザルへの参加申込は、参加申込書(別紙様式③)に参加資格審査書類を添えて提出してください。申込にあたり提出する書類は、次のとおりとします。

提出書類及び提出部数等

- ①参加申込書(別紙様式②) 1部
- ②法人の概要書(任意様式) 1部
- ③納税証明書((その3の3)
「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと(法人用)) 1部
- ④これまでの主なPR事業実績一覧表(任意様式) 1部
- ⑤宣言・確約書(別紙様式③)

(1)参加申込書

①提出方法

郵送(書留郵便又は配達証明できるものに限る。)又は持参

②提出期限

令和3年1月20日(水)午後5時必着

③提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1
津野町役場産業課 担当:大崎 宛

(2)資格要件の審査

提出された参加申込書と参加資格審査書類を津野町役場産業課で審査し、審査結果を令和3年1月21日(木)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3)資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けたものは、津野町産業課が通知した日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができることとします。

②町長は説明を求められたときは、説明を求められる最終日の翌日から起算して3日(町の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8. 企画提案書の作成

別添「令和2年度津野町戦略的観光広報展開業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9. 審査

別途定める「令和2年度津野町戦略的観光広報展開業務 公募型プロポーザル審査要領」

のとおり。

10. 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌日を目途に、全ての参加者に通知文書を発送する。
なお、審査結果は津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となる。

11. 日程(予定)

項目	日程
募集要領の提示	令和3年 1月 8日(金)
質疑提出締切	// 1月15日(金)
参加申込及び参加資格審査書類の提出締切	// 1月20日(水)
参加資格の確認通知	// 1月21日(木)
企画提案書及び見積書の提出締切	// 1月29日(金)
審査(プレゼンテーション)	// 2月 1日(月)
審査結果通知	// 2月 2日(火)

12. 提供資料

今回の公募にあたり町は次の資料を提供する。提供は、津野町ホームページに掲載する。
なお、提供資料は予定であり、変更することがある。

- ①津野町観光振興計画
- ②令和2年度、令和3年度津野町観光関係スケジュール
- ③津野町体験マルシェ概要

13. 提出書類の取扱い

- (1)提出された書類は返却しません。
- (2)提出された書類は、必要に応じ複写することがあります。(町及び審査員会での使用に限ります。)
- (3)提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象文書となります。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式⑥により提出してください。
ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類(別紙様式⑥)を参考として、同条例に基づき町が客観的に判断することとします。
- (4)契約者以外の企画提案書の内容は、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14. その他

- (1)参加申込書の受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取り扱いをすることはありません。
- (2)企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3)次の各号に該当した場合は、参加者は失格になることがあります。
 - ①提出書類の不足があった場合、もしくは、指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、町職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4)審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けません。

15. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1
津野町役場産業課 担当:大崎
電話:0889-55-2021
E-mail:sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp